平成２３年（フ）第１７号
島根県益田市遠田町2864番地６
債務者　福本　浩二
１　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第６７号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町32番地１
債務者　大山　斐乃
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤尾　直人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１０２号
堺市南区赤坂台６丁26番２号
債務者　桝本　隆則
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安生　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
堺市北区東雲東町１丁９番24号
債務者　中須賀敬子
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安生　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
福井県越前市平和町２番26号
債務者　嶋田　直弘
１　決定年月日時　平成23年７月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７４号
名古屋市緑区神の倉１丁目114番地
債務者　香月　洋一
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時５分
５　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９５号
茨城県石岡市東光台５丁目11番10号
債務者　富田真紀子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４８２号
埼玉県富士見市水谷１丁目６番地６　ビューハイツみずほ台101
債務者　浅見　康夫
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８５号
千葉県富里市七栄650番地1586
債務者　益田　裕子
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１５号
千葉県富里市御料257番地１株式会社ドックワールド内
債務者　武田　憲政
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１８号
千葉県白井市冨士96番地の１　フジハイム103号、申立時の住所千葉県白井市冨士85番地の８　三晃マンション202号
債務者　平野まき江
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２８号
千葉県八街市八街に49番地55
債務者　三浦　史保（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３５号
千葉県白井市白井382番地の７　秋本コーポ102号
債務者　戸田比呂美
１　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６１４号
名古屋市港区小賀須４丁目1123番地　フロイデ小賀須205号
債務者　松尾　光子
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２３号
名古屋市港区正保町８丁目63番地の１
債務者　井田　朝美
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３号
愛知県安城市住吉町１丁目２番10号　エトワールA101
債務者　内田　和寿
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
愛知県額田郡幸田町大字高力字神山35番地
債務者　舟橋　幸子
１　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係